

# 市原市子ども・子育て支援事業計画 骨子案

市原市役所 子育て支援部  
平成26年7月



# 市原市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）

## 総論

### 【全体構成】

#### 第1章 計画の策定にあたって

- 第1節 計画策定の背景と趣旨
- 第2節 計画の概要
- 第3節 基本理念
- 第4節 基本目標
- 第5節 施策の体系

#### 第2章 子どもと子育てを取り巻く環境

- 第1節 子育てをめぐる状況
- 第2節 市原市の子どもと家庭の状況
- 第3節 次世代育成支援行動計画（後期計画）の現状と課題
- 第4節 ニーズ調査の概要

#### 第3章 施策の展開

- 第1節 教育・保育提供区域の設定
- 第2節 教育・保育の量の見込みと確保
- 第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保
- 第4節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保
- 第5節 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 第6節 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携
- 第7節 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

#### 第4章 計画の推進

- 第1節 計画の推進体制
- 第2節 計画の進捗状況の管理

#### 資料編

- 1 子育て関連3法
- 2 用語集
- 3 笑顔が広がるいちほらっこの子育て支援条例
- 4 いちほらっこの子育て支援会議委員名簿

- 第1章、第2章は、総論
- 第3章第1節から第4節までは、国の基本指針による必須記載事項
- 第3章第5節から第7節までは、国の基本指針による任意記載事項（次世代後期計画からの引継施策がある場合は、この章に追加を想定）
- 第4章は、計画の推進体制を記載

## 各論

現時点の構成案であり、今後策定作業を進める中で修正・変更となる場合があります。

## 第1章 第1節 計画策定の背景と趣旨

### 【主な視点】

- 少子化
- 経済情勢
- 国の動向  
(次世代、子ども・子育てビジョン・子ども・子育て関連3法、新制度)
- 市の姿勢 など

※ 国の基本指針を踏まえ、作成

## 第1章 第2節 計画の概要

### (1) 法的位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項の規定に基づき、国が定める基本指針に即して定めるもの。

※ 子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

## (2) 計画体系における位置づけ

- 本計画は、現行の「改訂 市原市総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画
- 本計画は、「笑顔が広がるいちはらっこの子育て支援条例」に定められた計画
- 本計画は、「市原市地域福祉計画」等の関連諸計画と調和の保たれたものとする。

## (3) 計画の期間

- 本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

# 第1章 第3節 基本理念

- 次世代後期計画のキャッチコピーの踏襲

ともに育てよう 元気ないちはらっこ

- 笑顔が広がるいちはらっこの子育て支援条例の基本理念及び附則の引用

### 【基本理念】

- 1 生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利等の児童の権利に関する条約等に応示された子どもの権利を尊重すること
- 2 市、保護者、学校等、地域住民及び事業者は、それぞれが担う役割を自覚し、子どもが育つ喜びを共有し、連携の下で子育てを支援すること

## 【前文】～参考～

子どもは、一人ひとりが守り育てられるべきかけがえのない存在であり、地域の宝です。

この市原の地において、子どもが夢や希望を持って、生き生きと輝きながら育ち、未来を力強く切りひらいていけるよう、子どもの健やかな成長を支援することは、大人の使命であり、また喜びでもあります。

しかしながら、少子化や核家族化の進行により、家庭の子育て力の低下が叫ばれるとともに、都市化の進展により、地域社会の連帯感は希薄化しており、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

これまで私たちは、「挨拶ができ礼儀正しい子ども」「心からありがとうと言える子ども」「ものの善し悪しがわかる子ども」「相手の気持ちがわかる子ども」の育成を目指した「子育て4か条」を掲げ、子育て一番のまちづくりに地域社会全体で取り組んできました。

このような最中、私たちは、東日本大震災を経験し、薄れつつあったつながり・絆きずなの存在を改めて見つめ直す機会を得ることとなりました。

今こそ、私たちには、人と人とのつながりの重要性を再認識し、より強固な絆を築きながら、子どもの健やかな成長、すなわち子育てが図れるよう、地域社会全体で更なる支援に取り組むことが求められています。

ここに、私たちは、子どもにとって最善の利益を考慮しつつ、いちはらっこの子育てを地域社会全体で支援し、子どもの笑顔とともに大人も笑顔で満ちあふれるまちの実現を目指して、この条例を制定します。

## 第1章 第4節 基本目標

国の基本指針及びいちはらっこの子育て支援条例を基に次のとおり、再構築します。

### (1) 子どもの健やかな育ちの支援

子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、支援します。

### (2) 地域における子育て支援の推進

家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、地域の取り組みを推進します。

### (3) 全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現

子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していく体制の構築を目指します。

# 第1章 第5節 施策の体系（その1）

## 基本理念

「ともに育てよう 元気ないちはらっこ」

## 基本目標

子どもの健やかな育ちの支援

地域における子育て支援の推進

## 施策

教育・保育の量の見込みと確保

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

## 事業

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所
- 小規模保育事業
- 家庭的保育事業
- 居宅訪問型保育事業
- 事業所内保育事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他のものによる要保護児童等に対する支援に資する事業
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動事業
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 病児・病後児保育事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

平成26年5月28日付市長決裁「待機児童対策に係る施設整備方針」に基づき、作成

# 第1章 第5節 施策の体系（その2）

基本理念

「ともに育てよう 元氣ないちはらっ」

基本目標

全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現

施策

産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

労働者の就業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境に関する施策との連携

必要により、追加

事業

次世代後期計画からの引継事業等を精査

同上

例)  
児童虐待防止対策関連事業  
ひとり親家庭等の自立支援関連事業

同上

例)  
仕事と家庭の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）関連事業

同上



## 第2章 第1節 子育てをめぐる状況

- (1) 少子化の進行
- (2) 女性の労働力 など

## 第2章 第2節 市原市の子どもと家庭の状況

- (1) 人口・世帯の状況
- (2) 働く女性の状況 など

## 第2章 第3節 次世代育成支援行動計画（後期計画）の現状と課題

「市原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の概要及び分析・評価、課題の整理について記載

## 第2章 第4節 ニーズ調査の概要

本計画を作成するにあたり実施したニーズ調査の概要及び結果等を記載

### 第3章 第1節 教育・保育提供区域の設定

○ 教育・保育提供区域とは、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域。

○ 各市町村は、教育・保育提供区域毎に教育・保育の量の見込み及び確保方策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策を定める。

本市では、支所所管区域とし、市内を10区域に分割する。



## 第3章 第2節 教育・保育の量の見込みと確保

- 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すとともに、実施しようとする認定区分ごと及び特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

<記載イメージ>教育・保育施設及び地域型保育事業の量の見込み並びに確保の内容及びその実施時期

年度	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
認定区分	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人
確保 方策	特定教育・ 保育施設	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人
	確認受けな い幼稚園	○ 人			○ 人			○ 人			○ 人			○ 人	
	特定地域型 保育事業			○ 人			○ 人			○ 人			○ 人		○ 人
			○ 人	○ 人		○ 人	○ 人		○ 人	○ 人		○ 人	○ 人		○ 人

### 第3章 第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保

- 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すとともに、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

<記載イメージ>教育・保育施設及び地域型保育事業の量の見込み並びに確保の内容及びその実施時期

#### 1. 時間外保育事業

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	○人	○人	○人	○人	○人
確保方策	○人	○人	○人	○人	○人

#### 2. 放課後児童健全育成事業

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	○人	○人	○人	○人	○人
確保方策	○人	○人	○人	○人	○人

### 3. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	○人日	○人日	○人日	○人日	○人日
確保方策	○人日	○人日	○人日	○人日	○人日

### 4. 乳児家庭全戸訪問事業

年度	量の見込み	確保方策			
平成27年度	○人	実施体制	○人	実施機関	○○○
平成28年度	○人	実施体制	○人	実施機関	○○○
平成29年度	○人	実施体制	○人	実施機関	○○○
平成30年度	○人	実施体制	○人	実施機関	○○○
平成31年度	○人	実施体制	○人	実施機関	○○○

### 5. 養育支援訪問事業

年度	量の見込み	確保方策			
平成27年度	○人	実施体制	○人	実施機関	○○○
平成28年度	○人	実施体制	○人	実施機関	○○○
平成29年度	○人	実施体制	○人	実施機関	○○○
平成30年度	○人	実施体制	○人	実施機関	○○○
平成31年度	○人	実施体制	○人	実施機関	○○○

## 6. 地域子育て支援拠点事業

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	○人回	○人回	○人回	○人回	○人回
確保方策	○箇所	○箇所	○箇所	○箇所	○箇所

### 7-1. 一時預かり事業（幼稚園在園児対象型）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み 1号認定利用	○人日	○人日	○人日	○人日	○人日
量の見込み 2号認定利用	○人日	○人日	○人日	○人日	○人日
確保方策	○人日	○人日	○人日	○人日	○人日

### 7-2. 一時預かり事業（幼稚園在園児対象型以外）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	○人日	○人日	○人日	○人日	○人日
確保方策	一時預かり事業	○人日	○人日	○人日	○人日
	子育て援助活動支援事業	○人日	○人日	○人日	○人日
	子育て短期支援事業	○人日	○人日	○人日	○人日

注) 一時預かり事業＝幼稚園在園児対象型以外 子育て援助活動支援事業＝就学前のみファミリーサポートセンター事業  
 子育て短期支援事業＝日帰り養護・夜間養護

8. 病児・病後児保育事業

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	○人日	○人日	○人日	○人日	○人日
確保方策	○人日	○人日	○人日	○人日	○人日

9. 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）（就学後）（低学年・高学年）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	○人日	○人日	○人日	○人日	○人日
確保方策	○人日	○人日	○人日	○人日	○人日

10. 妊婦健康診査事業

年度	量の見込み		確保方策
	受診表交付者数 (妊娠届出者数)	健診回数	
平成27年度	○人	○回	実施場所、実施体制（○人）、検査項目、実施時期
平成28年度	○人	○回	実施場所、実施体制（○人）、検査項目、実施時期
平成29年度	○人	○回	実施場所、実施体制（○人）、検査項目、実施時期
平成30年度	○人	○回	実施場所、実施体制（○人）、検査項目、実施時期
平成31年度	○人	○回	実施場所、実施体制（○人）、検査項目、実施時期

## 11. 利用者支援事業

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	○箇所	○箇所	○箇所	○箇所	○箇所
確保方策	○箇所	○箇所	○箇所	○箇所	○箇所



### 第3章 第4節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

- 認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定める。

平成26年5月28日市長決裁「待機児童対策に係る施設整備方針」についても記載。

### 第3章 第5節 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定める。

### 第3章 第6節 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

- 児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定める。

### 第3章 第7節 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定める。

### 第4章 第1節 計画の推進体制

- 進行管理にあたっては、いちはらっこの子育て支援会議に諮る。
- 庁内の推進体制として、市原市子ども・子育て支援事業計画推進会議についても記載する。

## 第4章 第2節 計画の進捗状況の管理

- 本計画は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行い、その結果を公表する。
- 計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離した場合には、必要に応じて計画の見直しを行う。

